定　款

2025年３月28日
湖北工業株式会社

定　款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は、湖北工業株式会社と称し、英文ではＫＯＨＯＫＵ　ＫＯＧＹＯ　ＣＯ.，ＬＴＤ.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）自動車、通信機器、映像機器、産業機器、医療機器、航空・宇宙・防衛機器、エネルギー分野・電源等向け電子デバイス、電子部品及びこれら部材・原料・素材の設計、技術開発、製造並びに販売
（２）溶接（レーザー、電気）やプレス、洗浄、化成及び樹脂技術等の要素技術開発・応用
（３）加工設備、搬送設備及び設備部品・材料の設計、技術開発、製造並びに販売
（４）光部品・デバイス及びこれら部材・原料・素材の設計、技術開発、製造並びに販売
（５）石英ガラスを材料とした精密部品の設計、技術開発、製造並びに販売
（６）会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
（７）前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を滋賀県長浜市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１０８，０００，０００株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第１９条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、８名以内とする。
２　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

（選任方法）
第２０条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
３　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
４　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２２条　取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
３　取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）
第２５条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）
第２６条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）
第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会の議事録）
第２８条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（報酬等）
第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）
第３０条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）
第３１条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第３２条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）
第３３条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（監査等委員会の議事録）
第３４条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第３５条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（選任方法）
第３６条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第３７条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）
第３８条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月３１日までの１年とする。

（期末配当及び基準日）
第３９条　当会社は、毎年１２月３１日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

（中間配当及び基準日）
第４０条　当会社は、毎年６月３０日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）
第４１条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

（附則）
（監査役の責任免除に関する経過措置）
当会社は、第６６回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。